

第40回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成18年6月2日(金)

開会 午後1時32分

会議に出席した議員(18名)

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
7番	新温泉町	岡本和雄	8番	新温泉町	小林一義
9番	豊岡市	川口匡	10番	豊岡市	福田嗣久
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	15番	香美町	柴田幸一郎
16番	香美町	浜上勇人	17番	豊岡市	升田勝義
18番	豊岡市	森井幸子	19番	豊岡市	谷口勝己

会議に出席しなかった議員(1名)

14番 新温泉町 宮脇諭

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 原重喜  
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
施設整備係長	原 重喜

## 議事日程

- 第1 上郷区及び関係地区の状況について
- 第2 「循環型社会形成推進地域計画の承認」の報告について
- 第3 焼却灰、ばいじんの処理委託について
- 第4 一般廃棄物処理基本計画の変更について
- 第5 総事業費の公表について
- 第6 議会視察研修について
- 第7 その他

## 議事順序

1. 開 会
2. 上郷区及び関係地区の状況について
3. 「循環型社会形成推進地域計画の承認」の報告について
4. 焼却灰、ばいじんの処理委託について
5. 一般廃棄物処理基本計画の変更について
6. 総事業費の公表について
7. 議会視察研修について
8. その他
9. 閉 会

議長（谷口勝己） 皆さん、こんにちは。議員協議会の開会前ですが、ご報告を申し上げます。

熊本善兵衛議員が去る3月10日に逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご報告申し上げます。

熊本議員におかれましては、平成7年3月、北但行政事務組合発足後、4年5カ月の長きにわたり組合議員を務めていただきました。さらに議長職には1年間就任していただき、組合発展にご尽力されました。その功績はまことに顕著であります。この際、故熊本善兵衛議員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

全員の起立をお願いいたします。

黙祷。

（全員黙祷）

議長（谷口勝己） 黙祷を終わります。

着席願います。

続きまして、本日の会議には、熊本議員の後任として福田議員が出席していますので、ここで自己紹介をお願いいたしたいと存じます。

なお、福田議員の議席につきましては、次の本会議で指定するまで、今座っていただいています10番とします。

それでは、福田議員、お願いします。

福田嗣久議員 初めまして。豊岡市議会の福田嗣久と申します。今、黙祷をさせていただきました熊本議員の後ということで、途中にご一緒させていただくことになりました。昨年の10月の議員選で初めて当選したもんでございますけども、どうかよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

それから、出身は但東の中山でございます。よろしく申し上げます。（拍手）

議長（谷口勝己） 以上で紹介を終わります。

開会 午後1時32分

議長（谷口勝己） 本日、第40回北但行政事務組合議員協議会をご案内いたしましたところ、各市町におかれましては6月に定例議会を控えられ何かとお忙しい中、ご参集いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

ただいまから第40回議員協議会を開会いたします。

まず本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、本日の会議に欠席届のありましたのは、宮脇諭議員であります。

次に、本日の説明員として、施設整備課施設整備係の原重喜係長の出席を求めています。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員長（上坂正明） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日の協議事項については、第1、上郷区及び関係地区の状況についてから、第5、総事業費の公表についてまでを一括議題として説明を受け、一括議題として質疑を行っていただきます。質疑回数については、組合議会会議規則に準じ、原則として同一議題に対し1人3回以内とします。

その後、休憩を挟んで、第6、議会視察研修について協議を行っていただきます。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いします。以上です。

議長（谷口勝己） 以上、報告のとおりご了承願います。

それでは、本日の協議事項について、当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第40回北但行政事務組合議員協議会をお願いしましたところ、議員各位にはお忙しい中、おそろいでご参集を賜りましたこと、まことにありがとうございます。

広域ごみ・汚泥処理施設整備事業につきましてご報告申し上げます。

第1に、上郷区への対応についてです。

去る1月に開催されました上郷区総会で、ごみ・汚泥処理に関する問題について検討する対策委員会の設置が承認され、3月3日に正式に対策委員会が設立されました。同月14日には、この対策委員会の皆さんと初顔合わせを行い、環境学習会の開催や区民対象の懇談会の開催等についてお願い申し上げたところです。4月12日には約100名の上郷区民の皆さんにお集まり願って、本年初めての懇談会を開催することができ、区民の皆さんの活発なご意見を賜りながら懇談を行ったところです。

この懇談会の中で区民の皆さんに幾つかお願いをいたしました。1つには、生活環境影響調査の実施についてです。この調査は四季を通じて行う必要があり、大気の状態や水質、騒音、地下水などについて環境調査を実施し、その結果をもとに生活環境に及ぼす影響を予測評価するもので、秋ごろには調査に入りたいとお願いいたしております。なお、この調査は、あくまでも地元の同意が前提となるものであることは既に申し上げているところです。

2つには、ダイオキシン類や環境問題等について、専門家を交えての環境学習会の開催です。区民の皆さんからは、ダイオキシン等が地域や人に与える影響を懸念する声をお聞きしています。そのため専門家を交えて学習し、理解を深めていただこうというものです。

3つには、先進地視察です。これまでも視察は行っていますが、まだ参加いただけていない方が多くおられます。近年の施設は最新技術を用いて安全性に最大限の配慮がなされています。実際にその目で見ていただくことが、より重要と考えているところです。

4つには、懇談会の開催です。全区民を対象にしたものだけでなく、団体や少人数グループでの意見交換も希望があれば、ぜひ行わせていただきたいと思います。お願いしました。

5つには、環境創造モデル地域の創造です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、処理施設の設置をする場合、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮しなければならないと定められています。堤防整備促進、域内道路の整備等、狭義の生活の増進はもちろんですが、例えば上郷は植村

直己さんの生まれ故郷であり、円山川があり、すぐれた河畔林もあります。これらを活用して青少年たちの環境教育のメッカにできないか、あるいは太陽光発電、風力発電、バイオマスの利用、里山の整備や活用などを進め、日本に誇れる環境創造モデル地区として情報発信できないか等、一緒になって取り組んでいきたいと提案申し上げたところです。しかしながら、その後に至りまして対策委員会の検討結果として、上郷区長から先進地視察や環境学習会の開催は必要ないとの回答がありました。先進地視察と環境学習会は区民の方々みずからが呈しておられる疑問や懸念にお答えする上で不可欠なものであり、また対話を継続する上で大切な事柄ですので、引き続き粘り強くその開催を働きかけていきたいと考えています。

第2に、上郷区周辺の国府地区及び中筋地区への対応ですが、去る4月24日と5月15日にそれぞれ区長会を対象に説明会を開催いたしました。説明会中の意見で、周辺地域においても施設ができることによる環境への影響を心配する声もあり、説明会の開催を希望する声などが出されました。今後、組合といたしましても周辺地域の皆さんに対する説明会や環境学習会等の開催をしていく必要があるものと考えています。

第3に、循環型社会形成推進地域計画についてです。

この計画につきましては、2月に国、県、市町、組合で地域協議会を開催し、国の予算枠の確保のために計画の承認申請を3月3日付で行いました。その後、3月31日付で環境省から申請どおりに計画の承認及び交付金の内示がありましたので、ご報告申し上げます。なお、交付金の申請につきましては、あくまで地元の理解が前提となります。

第4に、焼却灰、ばいじんの外部処理委託についてです。

焼却灰とばいじんの溶融処理を外部に委託することができれば、最終処分量を縮小できるなどがメリットがあり、外部委託の可能性と是非について検討するとご報告申し上げていました。検討の結果、定量的、定性的にも財団法人兵庫県環境クリエイトセンターに委託する方がメリットがあると判断できることから、去る5月18日開催の組合構成市町長会において、焼却灰、ばいじんの処理については同財団に委託することといたしました。この外部委託により域内での最終処分量を大幅に減量することができるほか、域内で処理するものは清掃土砂、茶わんやガラスのかけらなど安定したもののみとなります。また、この場合の最終処分量は、試算では20年間で約4万1,000立方メートルとなります。その量は、仮に香美町と豊岡市の現在の最終処分場を活用することができれば賅える量であることもわかりました。そこで5月20日と25日に香美町の最終処分場を埋め立て限度まで利用させていただきたいと、大野区及び大野生産森林組合に申し入れを行いました。また豊岡市の岩井区については、5月22日に同様の申し入れを行ったところです。

なお、焼却灰及びばいじんの委託方針の決定に伴い、構成市町及び組合で策定した一般廃棄物処理基本計画の一部を変更する必要がありますので、あわせてご報告申し上げ、議員各位のご意見を賜りたいと存じます。

第5に、総事業費についてです。

広域ごみ・汚泥処理施設整備事業に係る総事業費につきましては、6月ごろをめどに明らかにす

る方向で試算したいと報告をしておりましたので、これについてお示しいたします。

この総事業費のうち、熱回収施設及びリサイクルセンター並びに計画支援事業の一部につきましては、本年3月に提出いたしました循環型社会形成推進地域計画の中で、国への予算の枠どりのための概算額として明らかにいたしております。なお、本事業に係る総事業費には、これらの事業費以外に用地取得費や造成費等を含めて試算する必要がありますが、現在、施設の受け入れについて上郷区の同意を得られていない状況にあります。したがって、今回お示しいたします総事業費は、これら用地取得費等を除いて試算しておりますので、議員各位には格別のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で私の総括説明を終わり、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご理解、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。資料ナンバー1、焼却灰、ばいじん溶融処理委託についてご説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。焼却灰、ばいじんの溶融処理につきましては、この2月定例議会におきまして外部に処理委託することの可能性と是非を検討することについてご報告申し上げたものでございます。検討の結果でございますが、焼却灰及びばいじんについては財団法人兵庫県環境クリエイトセンターに溶融処理を委託することといたしますので、報告申し上げます。

具体的な検討でございますが、定性的評価、委託先の安定性、定量的評価について行いました。

まず、定性的評価でございますが、1つには、委託により最終処分量を大幅に減量することができます。15年間では5万2,000立方メートルが3万1,000立方メートル、20年間におきましては6万9,000立方メートルが4万1,000立方メートルと、15年で2万1,000立方メートル、20年間では2万8,000立方メートル減量化できます。

2つには、最終処分する内容物は、陶器、ガラス類、清掃土砂などの安定したものとなります。

3つには、委託先において溶融処理しましたスラグをアスファルト骨材などに有効利用ができるということでございます。

4つには、委託により最終処分量が減量できるため、豊岡市最終処分場、香美町最終処分場の既存施設がある地元のご理解がいただき活用ができれば、新たな最終処分場を建設する必要がなくなります。既存施設は当初予測と比べ持ち込まれた量が少ないため、現焼却施設の焼却残渣等を24年度まで埋め立てを行いましても、最終処分場の埋め立て容量に余裕が生じます。新施設稼働予定の平成25年度時点での最終処分場の推計残容量は、香美町最終処分場では1万4,405立方メートル、豊岡市の最終処分場では3万7,495立方メートルということで、合わせまして5万1,900立方メートルの余裕がございます。したがって、焼却灰とばいじんの処理委託をしますと、新施設の最終処分量は20年間で4万1,000立方メートルでありますので、十分埋め立てが可能であると考えております。

次に、委託先の安定性についてであります。委託先であります財団法人兵庫県環境クリエイトセ

センターは、1つには、平成7年8月に設立されたセンターで、兵庫県及び県下全市町が基本財産を拠出している財団であります。2つには、理事長は兵庫県の副知事が務め、豊岡市助役は理事に就任されている公共的な団体であります。3つには、廃棄物処理及び清掃に関する法律第15条の5に定める廃棄物処理センターと指定されており、当地域の新温泉町並びに養父市を含む県下の5市町の処理を実際に受託されております。括弧については、法第15条の5に記載されている廃棄物処理センターの趣旨をお示ししたものでございますので、ご清覧いただきたいというふうに思っております。4つには、本組合が見込んである焼却灰、ばいじん、年間4,900トンについて、当センターが行っている姫路市にあります県西流域下水汚泥処理場の溶融施設においても処理可能との回答を得ております。

次に、定量的評価でございますが、2、3ページをお開きいただきたいと思います。

2ページは、焼却灰及びばいじんを処理委託する場合のコスト比較に当たり、一定の条件を定めましたその条件をお示ししているものでございます。

ここでおわびさせていただきます。表の整備費の条件欄の中の末尾に「129.2百万円」と記載しております。これが間違いまして、「1,292百万円」に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

区分欄の中で共通と記入してありますのは、の共通という部分ですが、中間処理施設と最終処分場の両方に共通している内容ということで意味をしておりますので、よろしく申し上げます。

コスト比較表でございます。これにつきましては、中間処理施設は一般的に20年間程度の耐用年数と言われておるためコスト比較は20年間で行いました。の処理数量でございます。平成17年度に策定いたしました一般廃棄物基本計画の平成25年度の予測値をもって試算を行っております。

建設費負担額の算定につきましての正味負担額は書いておりでございます。そういうことで試算を行いました。

の炉の施設規模でございます。検討案1につきましては、PFI可能性調査時の業者提案の作業日数、年間300日の稼働日数で計算し、162トンの規模で試算を行いました。検討案2と検討案3におきましての施設規模は、公共機関の一般的な作業日数、年間280日として174トン/日の施設規模で試算を行ったものでございます。の算定資料としまして、これにつきましては下の整備費、

の維持管理費を意味している内容でございますが、検討案1と2の考え方につきましては、PFI導入可能性調査の資料に基づいて試算したものでございますし、検討案3は県環境クリエイトの資料に基づいて試算を行ったものでございます。の整備費、の維持管理費は記載しておりでございますので、ご清覧のほど、よろしく申し上げます。

最終処分場であります補助対象条件ということで最終処分場の整備費につきましては、15年間の埋め立て容量が補助対象であるため、これに基づいて試算を行ったものでございます。の必要埋め立て容量につきましては、15年間の埋め立て容量は以下のとおりでございます。の整備費であります。整備費については、地形等により大きく整備費が変わりますので、標準的な整備単価というのが公表されておりませんので、豊岡市最終処分場の整備費を参考に試算しております。下に

容量が3万1,000立方メートルの場合、8億2,700万円、ボリュームが5万2,000立方メートルのときには12億9,200万円ということで試算を行っております。 の維持管理費でございます。これにつきましては、県環境クリエイトセンターの資料並びに現豊岡最終処分場の維持管理費を参考に試算したものでございますが、施設規模によって維持管理には差がないということがありますので、年間3,000万円を使用して積算を行ったものでございます。 の灰処理委託量等でございます。この4,900トンの委託量については、現北但3カ所の清掃センターの灰成分の結果をもとに、熱灼減量、薬剤添加量、飛散防止のための含水比を加えまして残渣率を求めまして4,900トンを出しました。そして、そのうち焼却灰が3,800トン、そればいじんが1,100トンということで試算を行ったものでございます。 の灰処理委託費、運搬費でございますが、委託料単価の3万6,750円は県環境クリエイトセンターが受託する場合の焼却灰、ばいじんの平均単価、また運搬費につきましては、現在、新温泉町さんが委託されている運搬費を参考に試算をいたしました。

次には、3ページ、 のコスト比較表をお開きいただきたいと思います。コスト比較は先ほどの前提条件をもとに試算したものであります。比較を行うに当たり、上段、アとしまして新たに最終処分場を整備する場合、下段のイは、現在北但で稼働している2カ所の最終処分場を埋め立て容量まで活用する場合の2通りの試算を行ったものでございます。なお、ここでご注意いただきたいのは、比較表の中で検討案3の県環境クリエイトセンターの20年間の費用でございますが、これは中間処理施設の建設費と維持管理についてクリエイトみずからメーカーから見積もりをとり、試算したものであり、あくまでも試算用の数値ということで、お間違えのないようお願い申し上げます。

処理施設は、その処理の方式として、 、 、 と3方式あります。 の焼却プラス（灰委託）ですが、これは焼却を新施設で行い、焼却灰とばいじんの溶融処理を委託する方式でございます。

と の処理方式は焼却灰とばいじんの処理委託はせず新施設で処理するもので、そのうち の焼却プラス溶融方式は焼却炉と溶融炉をそれぞれ設け、処理する方法、 の溶融（一体型）の方式は焼却と溶融を同時に処理する方法ということでございます。

結論は、検討案 、 、 のすべての案について、処理方式 の新施設で焼却し、焼却灰とばいじんを財団法人兵庫県環境クリエイトに処理委託することが最もメリットが出るという結果となりました。アの新たに最終処分場を整備するものとして試算した場合、検討案1の 焼却灰、ばいじん処理委託をする方式が 、 の新施設へ溶融する方式に比べ、20年間では7億3,700万円、3億3,950万円縮減となりました。検討案2につきましても同様に8億3,350万円、5億3,500万円、検討案3につきましても同様に19億8,900万円、また5億6,250万円と、処理委託する方が縮減となる結果となりました。

表の下の米印であります。最終処分場の整備は補助対象により15年間の埋め立て容量規模を建設することから、16年目以降は新たに最終処分場の整備を行うものとし、そのうち16年、20年目の5年間についても建設費と維持管理費を計算上、算入し、試算しております。

（イ）の既存の最終処分場を埋め立て容量限度まで活用するものと試算した場合ですが、試算の

結果、アの場合と同じくすべての検討案におきましても の焼却灰、ばいじんを処理委託する方式が、 の新施設で溶融する方式に比べて縮減となるという結果でございました。

表の下の上の米印がありますが、 の処理方式で焼却灰とばいじんを委託処理すると、現在北但で稼働している 2カ所の最終処分場が20年間活用できれば、新たな最終処分場は不要となるため、試算には整備費は含まず運搬費、処理委託費を計上し、試算しております。

下の米印につきましては、 と の処理方式ですが、ばいじんを既存の最終処分場の埋め立て容量限度まで埋め立てをいたしましても、1,800立方メートル不足します。この量は約5年間に相当する量でございます。このため新たに最終処分場の整備をする必要があります。しかし、この規模だけの整備だけではスケールメリットが出ないというものでありますので、15年間の5万2,000立方メートルの施設規模の最終処分場を建設するものとし、そのうち16年から20年目の5年間については建設費と維持管理費を計上し、算入して試算しております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、資料4ページをお開きください。資料ナンバー2、一般廃棄物処理基本計画の変更についてご説明申し上げます。

計画変更の理由は、本文の冒頭に囲みで記載していますが、管理者が説明いたしましたとおり、焼却灰及びばいじんを財団法人兵庫県環境クリエイトセンターに委託することから、関係部分を変更するものであります。これより以下、説明では、財団法人兵庫県環境クリエイトセンターはクリエイトセンターと略称で呼ばせていただきたいと思っております。

変更の内容につきましては、9項目にまとめて記載をしております。主な変更点は4点でございますが、1つには、処理先としてクリエイトセンターを明記しております。2つには、委託します焼却残渣の量について新たに推計して記載をいたしました。3つ目には、スラグ・メタルは委託先で資源化、また処理されることから最終処分計画量から削除いたしました。4つには、最終処分場について埋め立て残容量の有効活用について検討する旨を記載いたしております。

それでは、お手元の資料、新旧対照表で説明をいたします。5ページをおめくりください。なお、変更の部分は右のページに変更案としてゴシックで下線を入れておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。第5章、第2節、ごみ量の将来予測は、変更案のように焼却灰、ばいじんは外部委託を行う旨を記載しております。

次に、6ページですが、変更案、ごみ処理処分量の予測結果の表にA A欄として焼却残渣欄を新たに設けて記載をいたしました。これは委託します焼却残渣量を予測したものであります。また、この予測は、12ページをお開きください。変更案の別表1において中間処理計画量としても明記をしております。なお、7、8、9ページは積算の基礎でございます1市2町の同様の予測でございます。

次に、10ページをお開きください。第6章、ごみ処理主体であります、変更案のように中間処理、最終処分・資源化の主体としてクリエイトセンターを明記いたしました。

次に、14ページをお開きください。表の7 - 3 - 4、最終処分計画量を推計している表でございます。現行では本組合が新施設を整備し、みずから処理することを前提としていますが、スラグ・メタルが有効活用できない場合をも考慮して、ここでは埋立量を推計しています。しかし、焼却灰、ばいじんはクリエイトセンターで溶融され資源化等されることから、変更案のようにスラグ・メタルは削除をいたしました。また溶融飛灰固化物につきましては委託先で処分されますが、全体処分量を把握する必要等から括弧書きで記載をしております。その結果から、すなわちこの表から委託することの効果として、最終処分量は平成30年度の計の欄で新旧を比較していただきますと、現行の2,984.72トンが1,837.01トンとなり、差し引き1,148トン、約40%の減量となります。

関連して19ページをお開きいただきたいと思います。下の表7 - 3 - 8、平成15年度と計画目標年次の最終処分量を比較したものです。最終処分量の減量化目標を示している表でございますが、本組合は計画の中では50%以上の削減を目標にしています。この表の広域の欄の平成30年度に先ほどの最終処分量を書き入れたものでございますが、現行では対15年度で削減率がマイナス64.6%であるものが、変更案ではマイナス78.2%になり、13.6ポイント削減率が増加するというものでございます。

15ページから17ページは各市町の整理をしたものでございます。

次に、18、19ページをお開きください。表7 - 3 - 5、また7 - 3 - 6は最終処分場における覆土容量を推計し、次に、表7 - 3 - 7では埋め立て容量と合計いたしまして総埋め立て容量を推計した表でございます。現行の表からはスラグ・メタルは処理をクリエイトセンターに委託しますことから削除しました。その結果、19ページ、表7 - 3 - 7、平成30年度、計の欄をごらんいただきますと、現行で3,389.76立方メートルは変更案で2,001.03立方メートルとなり、差し引き1,389立方メートル、最終処分量と同様に約40%の減量となるものであります。

次に、20ページをお開きください。最終処分場の整備につきましては、現計画どおりに新たな最終処分場の整備を視野に置きつつ、先ほど説明しましたように焼却灰、ばいじんの処理を委託することにより埋立量も相当削減されますことから、豊岡市、香美町における現在の施設の埋め立て残容量の活用について関係市町と連携して検討を進めていくことを明記しています。

以上が主な変更事項につきましてのご説明でございます。そのほかにも数値、表現等でもございますが、ご清覧を賜りますようお願いを申し上げます。説明は以上であります。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 引き続きまして、総事業費につきましてご説明申し上げます。

22ページ、23ページ、24ページの資料でございます。管理者が当初ご説明申し上げましたように、まず総事業費の範囲の問題でございますけれども、1番に書いておりますように、この試算に当たりましては、本来用地取得費なり造成費、進入道路費等を試算する必要があるわけでございますけれども、ご存じのような状況でございますので、その部分を除いておりますのをまずお断り申し上げます。

さらに、あくまでも現時点における概算事業費でございますし、単位も100万円単位ということで

概略を計算をしております。さらには数値の端数整理等も行っておりまして、必ずしも数値の合計等が一致をしないという部分もあるかと思えますけれども、この点につきましてもご了解をいただきたいと存じます。

22ページの2の欄でございます。総事業費及び市町負担金でございます。まず前提条件です。施設内容。熱回収施設、施設能力174トンでございます。うち、ごみが157トン、汚泥が17トン、これまで一般廃棄物処理基本計画で申し上げておるとおりでございます。さらにリサイクルセンター37トンということであります。事業期間、供用開始はこれまで申し上げておるとおりでございます。これらの施設内容につきましては24ページにまた出てまいりますので、後ほどご説明を申し上げます。

次に、(2)の総事業費でございます。建設事業費、熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟建設工事費等でございます。金額が102億3,400万と積算をしております。この内訳も24ページに出てまいります。調査等であります。生活環境影響調査あるいは地形測量調査等でありまして、1億9,600万と積算をしております。合わせますと、104億3,000万であります。これは3月にいわゆる循環型社会形成推進地域計画の事業費を既にお示しをしておりました総事業費が、その場合は112億3,100万という数字であったと思えますが、先ほど来からご説明申し上げておりますように、ばいじん、焼却灰を委託をするということによって焼却のみの施設を考えるとというようなことから、その辺の事業費が変わってまいっております。その辺をご承知おきをいただきたいと存じます。

次に、(3)であります。市町負担金です。全体事業費申し上げましたように104億3,000万でございますが、うち交付金を28億2,100万見込んでおります。約27%でございます。通常3分の1と言われますけれども、対象外のものもあるということで、27%を見込んでおります。残りが市町負担になりまして、73%の76億900万でございます。これを市町別に割り振ってみますと、次の23ページの負担率を適用いたしまして、ここに掲げておりますように豊岡市48億8,400万以下の数字になってございますが、これも端数整理の関係で100万、市町別のトータルが多くなっておりますのをご了解をいただきたいと思えます。

次の23ページの(4)市町財源内訳であります。今申し上げました市町負担金の財源をさらに起債と一般財源ということに分けて記載をいたしております。欄外に書いておりますように、起債は原則、合併特例債を想定をいたしまして積算をしております。95%充当というようなことでございますけれども、起債の対象になるもの、ならないものもございまして、必ずしも負担金の額に95%掛けたものが起債額という計算にはなっておりませんので、その点も理解をお願いをしたいと思います。ここで見ますと、起債額の合計が72億1,200万になります。72億1,200万、全体事業費の69.2%に相当いたします。それで一般財源が3億9,800万ということで、全体事業費の3.8%に該当するということございまして、とりあえず現生はこのような金額が必要だと、こういう積算上になってまいらうかと思えます。

大きな3で留意点と書いております。(1)でございます。原則といたしまして、本事業への合併特例債の適用は可能というぐあいに考えております。これは県との協議等もやっておりますのでその

ように考えておりますが、個々の詳細な事業項目への適用につきましては、先ほど申し上げましたけれども、場合によればその適用が不可能になる分もあるので、これにつきましては現在、県担当課に確認中でございます。この計算上はあくまで合併特例債が適用可能ということで積算をしたものでございます。

(2)でございます。本概算事業費の中には新温泉町のリサイクルセンター増設費、これは地域計画の中では3,200万が上がっておりますが、これはこの場合は含んでおりません。

次に、(3)であります。リサイクルセンター、これは資源ごみの選別施設あるいは破碎選別施設と、この2つに分かれますけれども、これらの使用につきましては、新温泉町が資源ごみ選別施設は原則、自分のところで処理をするというようなお考えでございますので、そういうことを考えますと、市町負担割につきましては今後さらに精査をしていく必要があると、こういうことですが、この計算上はあくまでも23ページ、一番上の負担率で割り振った金額で積算をさせていただいております。

24ページでございます。今、説明しましたものにつきましての内訳を示しております。熱回収施設ですが、これが焼却施設に該当いたしますが、これが従前、地域計画の中では溶融も含めたところで計算をしておりましたので、トン当たり5,200万というぐあいに申し上げておりましたが、ここに書いておりますようにトン当たり約4,500万ということで積算をしております分、額が減ってまいっております。11億9,900万ばかり減ってまいっております。それから管理棟、上水道の配管工事、植栽造園工事ということで一式3億8,500万、これは地域計画には出てきていなかったものでございます。原則、交付金対象外ということで、合併特例債を充てるような積算をしております。リサイクルセンターは地域計画のとおりでございます。

それから、計画支援事業と書いておりますが、必ずしもみんながみんな計画支援事業というぐあいに地域計画に当たるものではございませんけれども、そういう表現にしまして並べております。地域計画に上げておりましたのは上4つでございます。生活環境影響調査、地形測量業務、地質調査業務、PFIアドバイザー業務、合わせまして1億5,100万を地域計画では上げておりました。今回、新たにそれ以外に必要となるであろうというものをそこに掲げさせていただいております。ただし、備考欄に交付金対象というぐあいに、これまで上げていなかった部分についても交付金対象というぐあいに上げている分がございます。これは地域計画が事業間流用なり年度間流用がかなり自由にできる制度ですよというようなことを念頭に置きながら、熱回収施設等で減額してまいった部分につきまして新たにここに上げてまいりましたものが、その後の要綱の変更等によりまして交付金対象になるであろうと見込みました部分を備考欄に書いておりますようなことで、交付対象というぐあいに積算をしました。

以上のようなことでございます。よろしくお願いたします。

議長(谷口勝己) 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18番森井幸子議員。

森井幸子議員 ただいま管理者の方から上郷地区の現状についてご報告を受けました。その中にダイオキシンの勉強、先進地の視察等は必要ないとの返事が返ってきたとのご報告をされました。引き続き、粘り強く求めていきたいとおっしゃってられますが、今後どのような対策を具体的に講じられていかれるのか、お聞きしたいと思います。そして、上郷の住民の合意について、上郷対策委員会に最終的に権限があるのか、あるとしたらどのような形が合意とされるのか、その見解をお示し願いたいと思います。

現状を想定して感じますことは、隣の南但地域は旧8町のときにそれぞれの町から2カ所ずつ提示を受け、その中から適地を選定していく主観的な手法を用いております。現段階では並行しているのではないかと思います。また丹波市におきましては、建設用地を自治会から公募する手法を用いております。こないだ新聞に掲載されておりましたけれども、要するに住民本位に主眼を置いております。結果はまだありますが、こういった例を勘案しますときに、住民の意思、意見を尊重するという観点から、北但行政の判断は正しかったのかどうか疑問に思いますが、いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、環境学習会あるいは現地視察の必要性につきましては、対策委員会の結論が出されたということでもありますけれども、私たちといたしましては、そもそもダイオキシンに対する懸念であるとか施設の環境への悪影響は住民の方々自身が心配であると言われたことでもありますので、そして住民の方々の中からも、そういったことについて専門家の意見を聞きたいという声があったものでございますので、私としては、ぜひそれは実現をさせていただきたいと思います。今後、引き続き地区の三役あるいは検討委員会の方々と、その再考について議論をさせていただきたいと思います。

また、先進視察につきましても、これまで上郷の成人の方の約3割の方々に先進地を見ていただいておりますけれども、逆に言いますと7割の方々は見ておられない。そして、ご自分たちのイメージの中で反対であるとか、あるいは心配であるということをおっしゃるので、論より証拠、見られた上でご判断をいただきたいというのが私たちの気持ちでございますから、このことについても粘り強く訴えてまいりたいと思っております。

それから、上郷区のこの対策委員会の権限が何であるかというのは、実は対策委員会の方々自身がまだ明確にされていないような気がいたします。三役あるいは隣保長会と、一体この対策委員会との関係ではどのような権限があるのかということは、実は区長さんと対策委員会の委員長さんとの間で時々議論をされていることを聞いたりいたしておりますので、一義的に明確なものはまだないのではないかと、そのように考えているところです。ただ、この問題について議論をするに当たって、一々、区民の皆さん全体と私たちとが直接やるというのは大変に時間的にも非効率なことでもありますので、この問題をどうさばいていくか、そのことについてこの対策委員会の側に任せられている、このように考えているところでございます。

それから、最終同意をどのように判断するかというご質問もいただきましたが、これもかねてか

ら申し上げているとおりでございます。今後このこと自体を上郷区の皆さんと議論させていただきたいと思っております。ちなみにこの問題を、要するに引き受けるのか、引き受けないかの最終決定権限がこの対策委員会にあるものとは承知をいたしておりません。その前段階のさまざまな事柄をさばく役割を持っているもの、このように理解をいたしているところです。

それから、他の地域での選定の例を引きながら、北但行政の判断はおかしかったのではないかといいご質問をいただきました。それで、南但がそれぞれの旧町から2カ所ずつ出したということですが、これは必ずしも住民本位ということではございません。それぞれの町から候補者を出したというのは、これは行政当局がやってるわけでございますので、その点については私たちとそう大きく変わらないものと思っております。私たちも北但すべて、旧1市10町から133の箇所を選びましたし、その際には1カ所もないってということがないように、必ず1つの町から最低1つは候補地が出るように、こういった配慮をしながら絞り込んできたものでございまして、むしろ北但全体を分け隔てなく共通の物差しでふるいにかけてきた北但の私たちのやり方は、その意味では十分に公平なもの、このように考えているところでございます。

もちろん丹波地域のように公募するという方法も一つの例であろうかと思っておりますけれども、必ずしもその応募される場所が本来の施設が求めるものに合致するとは限りません。それから、さらに複数の応募があった場合でも、その間の話し合いを複数の地域と同時並行してする必要がございますので、それにはそれで一定の課題があるのではないかとと思っております。やり方には、法律にこれが最善だということはどこにも書いてないわけでございますので、私たちは私たちの信じる道を進みたいと、このように考えているところです。

議長（谷口勝己） 18番森井幸子議員。

森井幸子議員 計画といたしまして、23年完成の予定ではなかったかと思っておりますけれども、逆算してタイムリミットが来るのではないかとと思っておりますが、見通しはあるのか。管理者はいつも小さな世界都市と口に言われておりますが、先ほどご説明ありましたように、一般廃棄物処理法9条の4項の中に、一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとするところとありますけれども、一歩進んで、またその増進についても一定の配慮をなすべき責務を負うことになるというふうにあります。今ご説明がありましたけれども、創造、モデル地域推進を提案の申し入れをされておりますが、一緒に考えようというふうにおっしゃっていただけますが、例えば一緒に食べましようというので、一緒に食べましようではおいしいものか、まずいものかわからないものを食べられないのではないのでしょうか。まず管理者が具体像をきちっとお示しになるのが先決ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） タイムリミットという意味では2つのタイムリミットがございます。1つは、現在の施設の寿命がいつ来るのかということでございます。現在、北但地域では3つの施設が稼働しているわけですが、精密機能検査ということを行って判断しましたところ、おおむねどの施設も25年ごろ、二十四、五年ごろには寿命が来る、耐用年数を迎えるということがございますの

で、これが一つのタイムリミットだろうと思います。ただ、これはこの時期に来るとある日当然に壊れてしまうという、そういった明確なタイムリミットではございませんで、ある程度の幅があるものというふうに考えております。ただ、いずれにしましても二十四、五年ごろが一つのリミットであることは間違いございません。

もう一つのタイムリミットは、平成27年であります。これは何かといいますと、合併特例債が使える期限であります。この処理施設は先ほど100億を超える事業費をご報告したところでありますが、その多くは合併特例債を使って整備をしようとしております。しかし、これは27年度までに施設を完成させなければ合併特例債を充てることはできません。その時点を超えますと通常の廃棄物処理施設の建設に係る起債になってしまいまして、実は交付税の補てん率が大幅に違います。多分、ちょっと記憶がおぼろで申しわけないんですが、市民負担が実質20%程度違う、つまり100億円の起債に関していうと20億円、建設費だけで市民負担が変わってしまう、大きくなってしまふということがございますので、27年度までには、これは財政的な問題から、つまり市民負担、町民負担をふやさないとこの観点からこれがもう最大ぎりぎりのリミットである。この2つのリミットの間ぐらいになるのではないかと、このように考えているところです。ただ、施設の耐用年数の方が二十四、五年ごろというのは私たちの調査結果が出ておりますので、まずこれを第一の期限として施設整備に全力を挙げたい、このように考えているところでございます。

また、この25年度という時期を前提にしましたときに、今のようなことで間に合うのかというご質問ございました。その意味では大変タイトな日程になっているというふうに考えております。この秋口にも環境影響調査に入らせていただきたいという申し入れを上郷区にいたしておりますけれども、それが多少ずれることはスケジュール上、可能であると思っておりますけれども、私たちとしては、それほどこれを後ろに多くずらすことができるような状況にはないというふうに考えているところです。ただ、私たちは、私たちの個人的利益でもってこの処理場の施設建設をしようとしているわけではありません。上郷区の方々のごみも含めて、この北但地域全体の市民、町民の方々が出されるごみの処理をどっかでやらなければいけない。そして、それは二十四、五年ごろには新しい施設をつくらなければいけない。できなければごみは路頭に迷ってしまう、こういった状況にもございませぬし、自分たちのごみを自分たちの地域で処理できないようでは小さな世界都市はおろか、まともな自治体とも言えない。こういった状況であると思っておりますので、私といたしましては、今後ともこの事業推進について全力を挙げて取り組んでまいりたい、このように考えているところです。

議長（谷口勝己） 18番森井幸子議員。

森井幸子議員 今、タイムリミットが27年までというふうにおっしゃいましたですけども、そういうふうなタイムリミットが27年度までであるとするならば、総括して一度原点に戻って考える、例えば見直しというのも一つの手法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、平成27年度というのは、2つあるリミットの方の後ろでございまして、これは仮に25年度の建設が後ろにずれた場合には、この場合には相当補修費をつぎ込みながら、事

故が起きないように相当な注意をしながら、施設ができなければ今の施設を使わざるを得ないわけですから、多少後ろへずらすことはひょっとしたら可能かもしれませんが。その場合でも27年度を超えてしまえば、これは市民負担が20%、町民負担が合計で20%はふえてしまうということでありますので、そういったいわば二重の意味でのリミットというふうにお考えください。私たちは25年度には完成をさせ稼働させなければいけないということのリミットとして動いているところでございます。そして、そのことからいきますと、時間がそれほど残されておりませんので、引き続き上郷区の理解を得る努力をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

議長（谷口勝己） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。まず上郷の皆さん方とさまざまな話と申しますか、対話をされているということが随分出てくる、あるいは上郷の中でもいろんなことがあって新聞報道等では我々も少しだけ触れることができるわけですが、印象的に感じるのは、上郷の皆さん方の日常生活に大変な混乱を持ち込んでくるというのが今現在の姿になってるのではないかなというのを感じるんですね。そういう意味では、ごみ処理の必要性とかいう部分、先ほどもる管理者は述べられたんですけども、やっぱり上郷の皆さん方にとってみれば、日々穏やかに暮らせてくれよってというのが正直なところではないかなというふうに思いながら、その辺の管理者としての現時点での感想を少し1つは伺いたい。

それと、具体的に新聞で埴輪の破片ということが随分各紙が報道するというふうなことになるわけですが、15年の作業という中で評価の対象項目、この中に文化財に及ぼす影響というものを1項目入れておりますね。そのことの結果として、この上郷のエリア、特にその部分がいわゆる奈良谷遺跡として散布地（土器等が地表面に散らばっている場所）というふうに認識をした上で最適地だということを選定をされたというのが今日の状況なわけでしょう。評価の項目として上げながら、こういうことを一方では認識した上で最適地だという選定というのは、この辺は今の状況との絡みで土器の破片ということと埴輪ということの違いということがあるのかもしれませんが、当組合としてどんなふうにご考えておられたのか、あるいは現時点でご考えておられるのか、そのあたりも伺っておきたいというふうに思います。

そこんところがはっきりしないと、あと事業をどんなふうにご、例えば焼却灰だとかばいじんだとかの処理を委託をするというふうな話だとか、その他の計画の変更みたいな話はもう何ば聞いてもしょうがないなという気が半分は正直言ってしておるんですよ。先ほど来25年がリミットだと、こう言って、そこまでに、25年の春には稼働するというものためには何が何でも前に進む以外にはないというところで、住民の日常を踏みにじるというふうなことで進むのであれば、そりゃやっぱりまずいんじゃないのというのを思うもんですから、そんなことを思いながら、資料でご説明をいただいたんですけども、資料ナンバー1という、これの配付をいただいた資料でいうと、これ2ページになるんでしょうか、これの意味合いが私にはさっぱりわからんです。

これは管理者というよりも、それぞれお答えをいただきたいというふうに思うんですけども、例えば中間処理施設、熱回収施設だという言い方にもなる施設なんですけれども、これの施設炉の

規模、これをPFIで162トン、年間300日稼働、これが検討案1だと。検討案2では、174トン炉で280日稼働だと。そもそも全然違うもので比較をしようとしてるのではないんですか、そうじゃないの。さらに県環境クリエイトセンター、の算定資料等々のところで、そこから一方、環境クリエイトセンターの資料に基づき試算というふうなものが何カ所か出てくるんですけども、それこそまさに我々には何のことやらさっぱりわからへんわけですね。数字の意味が全く理解できない中で、こういう比較をすること自体にどれだけ意味があるのか、少し意味の解説をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと前後するようなんですけれども、当組合で新しい最終処分場をつくるのではなくて、前施設、要するに香美町なり豊岡市なりの最終処分場の残った容量、25年以降っていうんですか、残った容量を使うというふうなことも想定をするという話になるようなんですけれども、この辺は少し地元といいますか、関係区にはお願いをしておるというふうなことが当初言われたわけなんですけれども、この辺ってというのはそれぞれ地元とそれぞれの市なり町なりとの話というのがもとの出発点のところでの別の話があって、そこへまた新たにという話だというふうに思いますので、そういう意味では若干時間がかかるのかどうか、私も細かいところまで正確にはわかりませんが、例えば矢田川レイナーでいえば多分平成20年度かな、ぐらいのところまで地元との話とありますが、契約というのは一応、現時点そういうことで延長をしていただくような話をするということに町自体もしようとしておるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺との絡みというのはどうなっていくのかね。

あるいは、そうはいつでも当組合の施設ではなくてそれぞれ市なり町なりの施設ですから、そういうものを当組合が使うというか、使わせていただくというときにはこれはどんな評価をするのか、どう考えるのか、その辺も先ほどの話でいうと、まだそこまで決まってしまうのかどうかよくわからんですけれども、考え方といいますか、その辺は少しわかっておきたいというふうに思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず上郷区の皆さんの日常生活に混乱を持ち込んでいるという印象があったことをお述べになりましたが、私も実態としてはそうだろうということで大変申しわけなく思っております。ただ、私は、さぞかし山本議員の地元では地元の反対一切なしに最終処分場なりごみ処理場ができたものと思いますけれども、しかしながら、多くの場合にはさまざまな議論がなされて焼却場なり、あるいは最終処分場がつくられてきたのが実態でございます。現在の豊岡市の岩井の焼却場ないし最終処分場についても相当激しい議論を経た上で、最終的にはご理解をいただいて今日の姿があるというのが実態ですし、恐らく日本じゅう同様の姿ではないかなというふうに思います。したがって、私としては、この事態の解決としては、とにかくお互いが率直に意見を言い合うこと、聞く耳を持たないとか、あるいはお互いに罵声を浴びせかけるというようなことではなくて、市民全体のためにどうあるべきかということを議論をするという立場から、とことん議論を尽くすということ。賛成するかどうかは別として、お互いの言い分によく耳を傾けて、その

結果、結論を出したというプロセスが私は大変大切なのではないかと考えております。したがって、先ほど来お答えいたしておりますように、環境学習会でありますとか現地視察等については引き続き、ぜひ実現をさせていただけるようなお願いをしまいたいと考えてるところでございます。

それから、埴輪が出たとか文化財についてのご質問ございました。周知の文化財ということでは、今、山本議員がご指摘になったようなことが教育委員会の公式の文書に載っておりますので、私たちもそのことを認識をいたしております。その後、さらに地元の側でも調査をされ、あるいは教育委員会の側でも調査をいたしますと、その周知の遺跡というふうには位置づけられていなかった新たな遺跡が出てきたというのが最近の実態であります。このことをどう考えるかということなのですが、要は古墳というのは昔の方のお墓でございますので、そのお墓に対する一定の敬意はもちろん私たちは持つ必要があります。また同時に、それは単なるお墓であるということだけではなくて、当時の埋葬様式であるとか死生観をあらわすものであったりとか、あるいは副葬品というものがありますと、当時の文化の様子をあらわすものとして文化財あるいは文化遺産としての色彩を持ってまいりますから、その観点からこれを大切にすべきことは当然のことです。したがって、私たちといたしましては、今後、事業を具体的に進めていく過程、あるいはもしご了解をいただいて具体的な造成をする場合には、その中で最大限守れるような配慮をしたいというふうを考えております。

また他方で、こういった古墳があると絶対に新しい施設をつくってはいけないという法律、規制があるわけではございません。現に現在の岩井の処理場をつくる際にも遺跡が出てまいりまして、文化財の調査がなされました。それから今や但馬で最大の工業地帯になっております神美の工業団地の際にも、いざ事業が始まってその事前の調査をやる場合に大量の遺跡が出てまいりましたけれども、これらはすべて記録保存という形でなされて、そして工事が着工され、今や1,000人以上の雇用を持つ大変重要な地域になっております。したがって、文化的な遺産に対して最大限の配慮をしつつ、どこで折り合うかといったことを十分考えていくことが必要である、このように考えているところでございます。ちなみに豊岡市内だけでも古墳は5,000以上あると言われておりまして、言うなればどこを掘っても古墳が出てくる、何らかの遺跡が出てくるというような地域でございますので、古墳が出てきたということ事態は十分あり得るものと、このように考えているところでございます。ただ、最終的にどのような保存方法なり配慮をするのかということになれば、これは発掘調査をするなりして、それぞれの文化財的な価値がどのようなものなのかという判断ともすり合わせをしていく必要があるというふうに考えますが、残念ながらそういった調査をさせていただけるような事態には至っておりませんので、この点については今後の課題。私たちの姿勢としては、できるだけ地域の歴史的な遺産として大切にしたいという姿勢で臨んでいきたい、このように考えているところです。

また、上郷区の状況がそうであれば、ばいじんや焼却灰をどうするかというものは仕方ないような気もするとおっしゃいましたけれども、そんなふうにおっしゃらずにぜひ議論していただ

きたいと思います。場所をどうするかということと、その上物をどうするかということは、私たちあわせて議論しなければ責任を果たすことはできません。山本議員も出身町議会の一端を責任を担って出てきておられる以上、ぜひとも真摯な議論をお互いに交わしていただければ、このように思うところがございます。

それから、2ページの表がよくわからないということでもございました。大変わかりにくい表で申しわけなく思います。ざくっといいますと、こういうことであります。従来計画どおりに焼却灰あるいはばいじんの溶融固化を地元の中でやろうといたしますと、1つには、当然のことながら溶融固化部分の施設費がかかります。これを外に出せば溶融固化のような装置は要らなくなって初期投資が安くなります。それから実地域内で最終処分をする量が当然違いますので、外部委託をしますと最終処分場をひょっとしたらつくらなくてもいいかもしれない、あるいはつくるとしても小さくても済むかもしれない。その意味で外部委託した方が最終処分場の建設費ないし維持費は安くつきます。ところが、他方で外部委託いたしますと当然のことながら委託料がかかります。それを20年間でトータルしたらどっちが得なのかというのが、この表の基本的な考え方です。ただ、炉の規模として162トンなり174トンと2つあるのはおかしいではないかといった趣旨のご質問をいただきましたが、公設公営でやる場合には、これは280日ということが基準になっておりましたので、280日の稼働で考えると174トンの炉が要る。ところが、民間にやらせると300日ぐらいやると。これは別に安全性の問題ではございませんので、300日の稼働は十分可能である、また現に300日以上稼働をしている施設は世の中にはたくさんございます。そうすると162トンの炉で済む。したがって、当然のことながら初期投資が違いますので、そういったことも勘案した上で比較検討した結果、公設公営にせよ公設民営にせよ外部に委託した方がプラス・マイナスでいくと得である。このことをこのページでいきますと、2あるいは3ページで示したものの、定性的にはそのようなものをご理解を賜ればというふうにご考えております。

それから、現在の香美町の香住区の最終処分場、それから岩井地区の最終処分場のことについてもご質問をいただきました。現在それぞれ使用させていただく期限が一応お互いの約束上、決まっております。ただ、香美町の分につきましては継続をすることができるという規定が覚書の中にありますので、この規定に基づいて、引き続き利用させていただきたいというお願いをいたしました。豊岡市の方の分につきましては22年度までということ、継続については認めないといったことが書いてございますので、その覚書自体のやり直しをお願いするということが必要になります。ということで、まだ十分余力がありますので、できる限り容量いっぱい使わせていただきたいというお願いをしたものでございます。

ただ、お願いをする主体が2種類ございます。といいますのは、新しい施設ができるまでは香美町のものについては香美町が、豊岡のものについては豊岡市でございますので、25年の稼働までは豊岡市あるいは香美町に引き続き使わせてください、それから新施設稼働後は北但行政事務組合の方にお貸しくださいということを地元の側をお願いした。もちろん設置者との使用貸借等の利用契約という別のもはございますけれども、少なくとも地元の側にそのようなお願いをしたところで

ございます。時間がかかるのか、かからないのかはやってみないとわからないところでございますけれども、できる限り早く結論をいただくように精力的に交渉なり話し合いをさせていただきたい、このように考えているところでございます。以上です。

議長（谷口勝己） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 今お答えをいただいた中で、まだ、特に計画の変更とか云々という部分は余りにも漠とした数字過ぎて、これがどれだけの信憑性を持つかというのは非常にわかりにくいので、だれしも答えることができないんだろうというふうに思っておりますので、それはそれで伺っておきますけれども、先ほどの管理者のお答えの中で文化財といいますが、そういう遺跡等の関係で、どこ掘っても何か出るというぐらい、ある意味では山陰というのは歴史的には古い地域だというふうには、大陸との関係も含めて言われてる部分ではあるわけで、そのことを云々しようとは思わないんですけども、お答えの中で発掘調査はしたいという趣旨のお答えがあったもんですから、これは実際に同意がいただけた上での造成なり、そこに向かう手前の話かなと思っては聞きましたけれども、本当にそうなのか。管理者としての発掘したいということなのか、あるいは豊岡市、町としての発掘したいという思いなのか、先ほどの答弁を伺っておって非常に、これはどこら辺の思いだったのかなっていうのがちょっと私自身はつかみかねたんで、ここんとこをもう一度伺っておきたいというふうに思います。

やっぱりお答えの最初のところで、実態としては申しわけないと思っておると。組合としてスケジュールどおりどうしてもやりたい、やる、それ以外にはないんだということで頑張れば頑張るほど、やっぱり申しわけないという事態というのは、これは続いていくんだろうなというふうに私自身は感じるんですね。ちょっとあんまり細かく地域のことも知らない者が一生懸命言うのも変な話なんですけれども、そういう意味では少し我が組合の側も落ちついた対応が要るのではないかなということ再度言っておきたいというふうに思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 文化財の発掘と申し上げましたのは、したいとかしたくないということではございませんで、実際に施設を建設しようとする際には、もう現に文化財があることがわかっておりますので、法律の規定するところによりまして文化財の調査をする必要がございます。その場合には事業者から教育委員会にその依頼をして、教育委員会の埋蔵文化財の部隊が調査をするということになります。そこに一体どういうものがあるのか、そして出てきたものについてどのような対応をすべきなのかを事業者の側と教育委員会とでもってやりとりをしていく、こういった手順がございます。これは事業を進める場合には必ず通らなければいけない手順でございます。ただ、今、申し上げましたのは、事業を進めるも進めないも、まだ建設合意をいただいておりますので、発掘するとかしないとかというよりもはるか前の段階に私たちはいると、そのことを申し上げたところでございます。地元の方々の理解を得られて、どうぞ、進めましょうよとなったときに初めて発掘云々のことが具体化してくるものと、このように考えてるところでございます。

それから、組合が頑張れば頑張るほど地元の方々の生活を混乱させるのではないかといったご指

摘もいただきました。大変大切な論点でございますので、私たちもそこは十分注意をしていきたいと思っております。ただ、私も髪を振り乱して上郷の皆さんの門前に立って必死になってお願いしてるといような必死さではございませんで、ぜひ会合を開いていただいて私たちの考えを聞いていただきたい、あるいは区民の方々のさまざまな疑問なり、ご批判にお答えをさせていただきたいという、その意味で私としては大変落ちついた態度で臨んでいるようなつもりでございます。ただ、期限があるとか、どっかに引き受けなければいけないという状況の中で、上郷の区民の皆さん自身の気持ちが穏やかでない方があるということは私も容易に想像ができます。ですからこそ、先ほども申し上げましたけれども、お互い大人としてお互いの意見を言い合って、どこがわからないのか、それに対して根拠があることなのかないことなのか、その話し合いを続けていく、対話をまさに続ける、意見のキャッチボールを続ける、その姿勢を持っていくことが大変大切なのではないかと私は思っております。

また、この問題があるとないとにかかわりませず上郷区は豊岡にとっても358ある区の中の1つの大切な区でありますし、さまざまな事柄、まちづくりについても区民の皆さんと一緒に進めていかなければならないことが多々ございますので、その意味でも私たちはけんか別れをするわけにはいかない。結論がどうなるにせよ、お互いが十分意見を尽くしたなら、その上で結論を出していくということが今後、上郷区と行政とがお互いに良好な関係を続けていく、あるいは築き上げていく、その意味でも大変大切なのではないのか、このように考えているところです。以上です。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 一括して質疑ということなので、5点、それぞれお尋ねをしておきたいと思っております。

まず、上郷区との関係では、環境影響調査が当面の主題になっているというわけでありますから、この環境影響調査の問題では、きょう全くお触れになっていない点では上郷区との合意ということをおっしゃった。もちろんこれは、それはそれとしてどういう状態を合意と言うかということについて市長は今までもさまざまなお答えがあって、きょうも相当踏み込んで、対策委員会に最終合意の権限があるのではないという認識をしているということまでおっしゃったから、ああ、これはそうかいなと思って聞いておったんですが、これはそもそも法的な根拠があるのかどうか。地元合意、地元合意と言ってるけど、これはどうなんだろうと、これが1つです。

それからもう一つは、環境影響調査というのは対象地域は上郷だけなのか、一体どこを目指しているのか。中筋地区区長会あるいは国府地区区長会といろいろお話し合いなされた、さらに住民説明会もすると。これは単に市長の演説を聞くための説明会は値打ちはあるかもしらんけれども、環境影響調査のけじめの問題としてははっきりしておかなくちゃならんと。私は、この点では環境影響調査はどの地域でやるかと、やりたいと思ってるかということについては一度もご説明がない。あわせて、これからもし、影響する地域を特定しないで調査をすることはできないと思っておりますから、その地域の方々の合意を得ることが要るのか要らないのか、法的にそれは一体どうなんだということがありますから、単に漫然と話を聞いたらそれでよいということではないと私は思います。

私は、このことについてなぜ法的根拠ということを知ることが、公共事業のたぐいまの環

環境影響調査というのは法的には住民が賛否を表明する機会がもうほとんどないと。環境影響調査が終了して一定期間の縦覧があって、縦覧期間中に調査をした主体者たる県知事なり公共の首長に対して意見書を提出することができる、あるいは口頭意見陳述を行うことができる。しかし、それをしたからといって住民の賛否を問う機会ではない。これは都市計画決定に際しても、もうほとんどその手続で来た。道路計画でも皆そうです。ですから今、市長は地元合意があればということをおっしゃったけれども、私は、その点では極めて重要な手続に今、入っていると。法的に根拠はないが、しかし、市長が、あるいは管理者としてこの場で何遍もおっしゃってることは、本当は管理者あるいは市長として私はかくかくしかじかの手続を経て、本来住民合意をお聞きしたいと言われたい限り、地元の側の、今の議員も混乱ということを言ったけど、私は感情論の問題はどうでもいいんです。そりゃ人間ですから口の荒い人もあれば気の弱い人もある。しかし、ある一定の公共事業で主権を制限されるわけでありますから、そのときに日本の公共事業ではこの市議会にも地元合意を代表する権限がない、地元住民もない。ここにあるのは全体の賛否だけであります。上郷区や国府地域や中筋地域の特定の住民の意思を代表する権限は、この議会には全くない。市長がどこかにつくらなくちゃならんと言った、圧倒的多数の議員は、どこかにつくらなくちゃならんと言われるんだったら、どっかに我慢してもらわなしようがないと。たくさん環境整備をして、いわばお金を積んで黙ってもらおうじゃないかと、こういう気持ちになってしまう。私は、環境影響調査費、計上するときに数千万円のお金を積むということは、これは情けないことだということを申し上げた。私は率直に言って、この感情に住民を落とし込むことは、感情論の問題でなくて最も避けなくちゃならんことだと思うので、特にお聞きしておきたいと思うのであります。

それから、私、あらかじめ議会事務局長にもお電話をして、本日に至る期間に若干の資料要求をしたいということを申し上げたが、本日、案の定、上郷区に関連した、あるいはまた地元とみなされる中筋、国府地区との住民説明会の資料の提出も会議録の提出も、それからまた、そこにお座りになっておられる瀬崎助役は5月3日、憲法記念日、休日の午後8時半ごろ、私の家にお電話をくださいまして、5月8日、地元の守る会の方々が記者発表なさるんで、あらかじめお知らせしますという。私、びっくりしまして、ほう、何ちゅうお電話だろうと、ご丁寧なこっちゃというんで泡を食って上郷の方々に何ですいなということをやったら、いや、発表しますと。ああ、そうですんかと。で、私たち行ってもよろしいかと言ったら、どうぞ、好きなようになさってくださいということで、私は会場にも行きました。ところが、きょう何にも出てくりゃへん。教育委員会がどうしたこうしたというお話はあった。わざわざ助役がお電話くださって、勉強せいと言われたわけでしょ、あんた。そしたらきょう、さらに勉強させてもらわんといかんじゃないか。

そりゃ今、管理者は上手にお答えになったけど、文化財の調査っていうのは開発事業者がやるもんじゃと、私はそれがちゃんとやれるように尊重していきますというお話だったけども、その前にいろいろ言ってきたらられるわけでしょ。私は、それ言ってこられたのが正当かどうかは、これは資料いただいてよく勉強しなくてはわからんから、あえてここでとやかく申し上げませんけれども、私も文化財については全くのど素人で、ああ、そんなもんが出たいたらびっくりするぐらいのこ

とですが、しかし、あの一般報道でも、高松塚古墳にカビが生えたかどうかで中央の文化庁の役人の首が飛ぶかどうかというところまで行くわけだから、やっぱり我々は単にお墓だから敬意を表するっていうんでなくて大事にしていかなんもんだという合意があるわけでありますから、私は改めてお願いをいたしますが、本日間に合わなければ、しかるべき機会を議長、管理者の間で設けていただいて、きちんとした資料をご提出願いたい。

勉強せい言われたのに、きょう何のごあいさつもなし。もう私は議会事務局長に、議長にちゃんともう用意してくれるように言ってほしいと言ったら、議運の決定がありまへんと、こういうお話で、そういうことかいなと思って今日ここで聞かなしようないから聞いているわけだけでも、これはおかしなこっちゃと思います。

それから、2つ目に、循環型社会形成地域計画の承認というお話が今あった。この中で前からわざわざ不思議だなあと思ってるのは、新温泉町のリサイクルセンターの増設費が事業主体は新温泉町で、しかも交付金の対象事業になっていますね。ということは、基本計画の中に複数の施設の複数の事業主体が含まれても単一の地域の計画であれば変更がきくんだと、交付金は出るんだと、こういうことだということなのかと。何か融通無碍な計画じゃないかと私は思う。これはきょう初めて聞く機会があるわけですから明確にお答えいただきたい。これはおかしなこっちゃなあと。新温泉町の方が自分のとこでやるいったら、よろしいですよと、3分の1持ちましようよと、こうなってるんでしょ、違うんですかということ。それだったら例えば、私、何遍も言うみたいに、既存施設ようけあって、これも使ったらどうでしょうと。いや、そんなもん一つにするということは、もう合併協議の過程でも決まったし、市町長会でも決まってるんだと、今さらそんな逆戻りするなということをおっしゃるから、そういうことも含めて検討するということは今度の最終処分場問題ではっきりしたわけだと私は思う。

だからそのことはもう一度お尋ねしたいし、関連をして、きょう事業費の後、報告がありましたけれども、用地買収費、造成費、周辺整備費、つまり何とかの森をつくろうという環境整備費、道路用地買収費、道路建設費、それから既存の3施設の撤去整備費あるいは最終処分場の整備費か、またはクリエイティブセンターへの委託費用ですね。こういうものはこの事業計画のきょうの事業費の公表の中に入っておりませんね。しかし、我々一住民として考えれば、これ全体の事業費用が大体どのくらいになるかということは当然おっしゃっていただかないと、判断に苦しんじゃうじゃないかと。市長、112億だったのが104億になったと、安うなったでと、単純焼却方式にしたんだからスラグ・メタルも何やらかんやらも向こうに持っていくから減るから安うなるというお話でありますけれども、これ総トータルでどうなるんだろうと。いや、上郷が合意していないからそれは答えられないとおっしゃったけれども、4万平方キロメートルを買収する。あの地形から見て航空写真でばんと見たら、農地が何ぼ、山が何ぼっていうのは、これに空港周辺の買収費用あるいはまた豊岡病院周辺の買収費用、概算すればすぐ出るじゃないか。

それから、最終処分場の整備費、委託費はもう既にここで試算されておる。これは一体、国庫交付金の対象事業になるのかならんのか、ここから先は全部なりまへんという話なのかどうかもお話

がない。私は、そういう点では概算は置いておられるんじゃないかと思うんだな。そうでなかったら全体としての市、町の町長さんたち、市長さんたちが、最終的に合併特例債を使うにしても借金でありますから起債依存の比率がどのくらいになるか、一般財源の持ち出しが最終的にどうなるか、これ2.5億とかなんとか言ってるのは、これはもうむき出しのところであって、起債償還を入れたらそうはならないわけで、もっとふえるわけありますから、そうすると利息も含めてどうなるかということとは当然計算して、きょうご報告あってしかるべきじゃないかと。

それから焼却灰の処理委託っていうの、これもまたびっくりしたわけです。これ一たんやらんというお話だった。初め何かやると言っとって、いや、もうあれはやめましたという話になって、今度はやるっていう話。で、今度、安うなっとなりました。ところが、よく読んでみたら、この資料3ページだけど、焼却・灰委託、検討案イッでは153億になってるが、県環境クリエイトが139億できると言っていると。これは県が言ってるだけで、うちはちゃいますわという、どうもそんなこっちゃ困っちゃうなと。県はどこで安くなると言ってるか、うちはどこで高くつくと言ってるか、せめてこれぐらいのことは計算根拠上そろえてご説明いただかないと、今から10月まで議会ないわけありますから。場合によっては、きょうお答えが満足でなければ速やかにこの協議会なり議会なりを継続をして、きちんとご説明あってしかるべきじゃないかと。しかも県の、もし検討案でいくと、焼却・溶融一体型、つまりここで最終処分場を設けてやってする場合でも、上の表で見ますと、溶融一体型で154億できると県は言っていると。そうすると、一番安くつくと言ってる焼却・灰委託153億とほぼもう似てるんですね。だからこれは非常に重要なお金の節約上の問題でありますから、これはきちんとご報告をいただきたいと思うんであります。

コスト比較でも、県のクリエイトセンターに持っていったら安うつくんだというお話だけれども、これも私、よくわからない。ここで施設を整備したら12億円ほど金が必要っていうわけでしょ。そして年に、そしたら維持管理費何ぼ要るんでしょうかね、最終処分場。それで104億とそれとプラスしたら150億も160億もなるんでしょうかね。私は、これ何かいろいろご説明になりましたけれども、数字はさっぱりわからんということはありません。これ読んだら書いてあることはわかります。しかし、この数字の持っているところの意味が不明確だなあということを思います。これも、もし今、算出根拠をご説明願えなければ、しかるべくご説明を願いたいというふうに思うんです。

いずれにしても、この国庫交付金事業だからというんで循環型計画と、きょう発表したものとの事業費の違いがあるけれども、前提となることを全部すっ飛ばしてご報告になってる。溶融固化の機械も算定根拠を明らかにしないまま今日まで来たですね。そして今度は単純焼却になったら安うなるんですよ。これもまたわからない。何も上郷が決まらなかったら、これ決まらんということじゃないと思うんですね。算出根拠はあるわけだから、私は、ちゃんとやって上郷の方だけじゃなしに全市民的に、合併後の合併特例債を使う最も大きな事業の一つでありますから、これでいいんだろうかということをご説明願わないといけないんじゃないか。ちょっと長くなりましたけど。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、環境影響調査なり施設の建設について地元合意は法的根拠があるのかと

いうご質問をいただきました。法的根拠はございません。これは、いわば豊岡市あるいは北但行政事務組合の行政姿勢として地元の合意を求めるということをみずからに課してるというふうにご理解を賜りたいと思います。では、なぜそんなことをわざわざ自己に課してるのかということですが、この施設が仮につくるといたしますと、その施設は存在する限り上郷区の一員としてそこに存在することになります。したがって、コミュニティーのよき一員としてその地区の中で仲よくしていただかなければいけない。ところが、合意も何もなしに地権者と話ができたら文句があるのかという形で入りますと、これはよき村人にならない。このことを私たちは避けなければ施設の運営自体にも支障が出るものと考えております。

さらに、先ほど山本議員への答弁の中で申し上げましたけれども、上郷区と行政とのつながりというのはこのことだけではございません。堤防の拡幅一つを国にお願いするにしても一体となっていかなければいけない、さまざまな場面で協力をしていかなければいけないということでもありますから、よい関係を築くということは極めて大切である。そのようなことから地元の合意ということのみずからに課してるわけでございます。これはちなみに例えば豊岡市でいいますと、このことに限らず施設なり道路をつくる場合にも、あるいは墓地の建設をお願いする場合でも、まず地元に関して基本的な合意をいただいた後に地権者との話し合いに入る、こういった手順であることは安治川議員も、もう重々ご存じのとおりだと思います。やっと知っていただいたとすると大変にありがたいことだ、そのように思います。

それから、環境影響調査につきましては、後ほど担当の方から答弁をさせていただきます。

それから、これはご質問でなかったかもしれませんが、ごみ処理施設を持っていくからお金を積んで黙ってもらおうという、ある意味で逆に言うと上郷区の方々に大変失礼な言い方があったように私は思います。私は、もちろんこの地区の生活環境を増進することというのは法律にありますので、そのようなことをあわせてやらせていただきたいということをお願いしておりますけれども、何か迷惑なことを持っていきから黙らせるためにというようなことで言ってるつもりは毛頭ございません。そのことはこれまでも上郷区の方に申し上げてまいりました。このごみの処理施設というのは環境問題の中で絶対に避けて通ることはできない、そういった施設でございます。したがって、まず極力ごみを減らして小さなものにする、安全性を徹底すること、そしてご理解を得て建設をしなければいけないわけですが、環境問題の中のいわば最終部分の避けて通ることができないものであるとするならば、逆にその地域を環境対策として最先端のところへ持っていき、ともに努力をして持っていくことによって一般的にはマイナスのようなイメージを持たれてる施設であるかもしれませんが、そうでないというあり方があるのではないのか。確かに今まで迷惑施設だというふうに持っていき、すんませんなあといってお金を持っていくということがあったかもしれませんが、少なくとも私はこのごみ処理施設についてそのような姿勢はとりたくない。このように考えているところでございますので、安治川議員自身のお考えはどうかは別にいたしまして、私自身がそのような思いでいるということは、ぜひこの際、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。

また、調査費の計上が情けないと言われたのは、ちょっと趣旨がわかりませんので、また後ほどお聞かせをいただければというふうに思います。

5月8日に地元の方々が、そこでの埋蔵文化財のことについて発表されるということをお役が事前にお知らせいたしましたのは、安治川議員に勉強せいということをお願いしたかったわけではございません。上郷区のことについて議会の皆さんにも大変関心を持っていただいている。したがって、その上郷区に関する動きについてできる限り事前に議員の皆さんにお知らせをするというのは、私としてはむしろ当然なことなのではないかと思えます。そして私たちが探したわけではありませんが、地元の方々がそのことを発見をされた、そして公表される。新聞の記事になるわけですから、ある朝起きて議員の皆さんが、わしゃ知らなかったな、初めてだがというふうに気分を害されては大変申しわけないということで、事前にお知らせをしたところでございます。

なお、この文化財につきましては、その後、教育委員会の側が上郷区の了解も得た上で実際の調査をしました。そして調査結果もまとまっているというふうに聞いておりますが、教育委員会としても、まず上郷区の皆さんにこの結果をお示しをした上で、同時か、あるいはその後に公表したいという考え方を持っておりますので、この文化財に関する調査結果等については教育委員会が後日発表すると思えますので、そちらの方から資料をご入手いただければ最も正確なのではないのか、このように思います。

それから、リサイクルセンターの部分について、新温泉町は自分でやると言っていると、それなら何かもう一緒になくてもみんな単独でできるのではないかといったご質問もいただきました。確かにリサイクルセンターのそこだけを見るとそういったお気持ちになることもやむを得ないと思えますが、要は私たちが共同でやろうというふうにまず合意をいたしましたのは、ごみの処理施設、中間処理施設及び最終処分場ということでございますので、このことが基本である。これについてはそれぞれの市町議会の議決もすべて経て、そしてやることを前提にこの北但行政事務組合が存在をし、そのやり方について審議をいただくためにこの北但行政事務組合の議会がある。このように考えているところでございまして、これからそもそも、例えば中間処理施設を1市2町ばらばらであるということはこの組合では認められない、権限がない。もしどうしてもさらに戻すということであれば、それは1市2町のそれぞれの議会でもって再度やめようやという議決をして、解散するという同文議決が要るもの、このようにご理解を賜りたいと思えます。

ちなみに既存の施設を使ったらどうかということをおっしゃったんだけどと言われましたけれども、もうどうぞ、あきらめてください。既存の施設というのには寿命というものがあって、それが25年なのか、あるいは25年の5月までもつのかといったといったような幅がありますけれども、いずれにしても現在の焼却施設については寿命が来る。その後には別の施設をつくらなければいけないということでございますし、そのような認識に立つからこそ、この北但行政事務組合で広域のごみ・汚泥処理施設の事業が進められているというふうに、そこはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。もし既存の施設を使うとか、したがって、新しい施設は要らないということをお主張されたいのであれば、もともとの市町議会でもってその議論をされて、そしてそれぞれの議会の説得をぜひ

される必要があるのではないのか、このように考えてるところでございます。したがって、この中間処理施設を1市2町で処理するということは、これはもう法的な手続を経た既定の事実である、議員としては、ぜひそのことをご理解を賜りたいと思います。

それから、なぜ安くなるかということについての具体的な数値等については後ほど担当の方からお話をいたしますが、実は環境クリエイトセンター自身がこういったものを委託を請け負おうとするにはもともとの経済的な理由がございます。国の補助金制度時代にそれぞれの市町なり、あるいは組合でもいいんですけども、溶融固化をすることというのが条件になっておりました。しかし、他方で小さな施設ごと、つまり兵庫県下全体で何かをやる場合に比べると、小さな施設で別々にやるよりも焼却灰の処理のようなものについてはもっと広域で処理した方が安くつく、効率的である、こういったことがございまして、環境クリエイトセンター自身がそのような対応をとってきたところでございます。したがって、ばらばらで処理するよりも施設を一体化した方が一般的に規模のメリットから安くなる、そのことが背景にあるということをご理解を賜りたいというふうに思います。

そして、当初は補助金時代、私たちがこの計画をスタートさせました時代には、自分たちで溶融固化もしなければ補助金上げないよという制度になっておりましたけれども、交付金制度になったときに溶融固化については委託もしてもいいというふうに制度が変わりました。それならということで、どっちが得なのかを検討し、経済的にも、そして今ある最終処分場を使うことができれば新たな最終処分場は20年間つくらなくてもいいというメリットがございますので、そちらの方にハンドルを切ったということでございます。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、生活環境影響調査について安治川議員の方から、どこでやるのか聞いたことがないというふうなことがございました。この生活環境影響調査は廃棄物処理法で必ずしなきゃならない、施設設置を県に申請する場合に最も重要な処理の一つでございます。そういう意味で、今、上郷においてお願いをさせていただいているところですが、この調査は、まず調査します場合、一般的に廃棄物処理法の中ですべき項目が示されています。既に議員各位にはその資料をお配りをさせていただいたと思うんですが、大気質、水質、騒音あるいは振動、悪臭、それ以外に自動車排ガスの影響あるいは地下水や動植物、また土壌等というものがございます。いずれにしても、これらについてどこまでの範囲でやるかということについて、騒音や振動は敷地境界で行われていたり、一般的に行われている例がまず一般論でございます。しかしながら、一番大きな話題になりますのは排気ガスの影響からどこまでの範囲で調査をするかという点でございますが、これらについては、我々は調査の同意をいただいた時点で調査の計画について住民の皆さん方と一緒に調査の範囲を含めて調査の項目、調査の地点、こういうものをご相談をさせていただいて調査に入るという考えであるわけです。なお、その際にも専門家を入れて、どこで何力所、どのような範囲であるのがいいのか、これについても一緒に計画を策定していきたいというふうに考えて

おります。

このような計画づくり、また計画をいたしまして実際調査をする、そして調査結果が出ましてからは条例等でそれらの縦覧あるいはご意見をいただくという手続は決まっていますが、これらについても十分、地元の皆さんはもとより関係の皆さんとその結果についての、あるいは評価についてのご協議をして施設整備に十分な配慮をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。先ほどの県環境クリエイトの検討案すべてが一番安くなってるんじゃないかというようなご質問がありました。これにつきましては、先ほど申しましたように、県環境クリエイトの検討案につきましては中間処理施設の建設、維持管理費をクリエイトみずからがメーカーから徴収して試算し、これを使ったものでございます。今後、発注に当たりましては、排ガスの規制値や、これに伴う基本計画値に定めた仕様書に基づいて発注することになりますので、最終的にはこの額というものは変わってくるかと思えます。

では、なぜ県環境クリエイトが一番安うなってるんだということでございます。2ページの 整備費、 の維持管理費という欄をちょっとごらんいただきたいと思うんですけど、一番大きな、ここで県の環境クリエイトが安うなった原因としましては、 の維持管理費、これがぼつが3つある下に検討案3、環境クリエイトの項目でございます、これの維持費が5億7,420万円、年に対して焼却でありますと3億4,800万円ということで、上の検討案1、検討案2の維持管理費に比べますと、県環境クリエイトが試算しました維持管理費が8,000万から9,000万円ほど安くなったと。これによりまして検討案3がすべて、検討1から2、3の中では3が全体として安くなったということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 事業費の中で用地費等の積算がなされていない、当然、ここ周辺等の例を推計すればそういうものも可能ではないのかと、こういうご質問でございましたが、これにつきましては、管理者が申し上げましたとおりに現地はまだ測量も入らせていただいておりませんし、買収の範囲等についても明快な考えのもとに線引きというようなことも非常に困難な状況でございます。そういう中で、今回につきましてはこれを除かせていただいて総事業費からは省かせていただいたと、こういう事情でございますので、何分にもよろしくご理解のほどを賜りたいと思えます。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 私、環境影響調査が終わったらどうなるかという法的な根拠はどうだということを聞いたら管理者は、現時点で同意を求めているという姿勢は積極的なものであって、法的根拠はないということをおっしゃった。これは大変大事な点でありまして、課長も環境影響調査は絶対にしなければならない大事な点だと言っているのは、これは公共事業に着手する場合の前提条件に法定されていますね。これ抜きにはやれない。だから環境影響調査をやるかやらないかというところが、この事業を事実上着手するかどうかの私は一番大事な点というふうに思うんですが、その点でこの地元同意をどう見るかというのは、先ほどのお尋ねしたことにしてお答えがちょっとなかった

んだけど、任意の、いわば市長の、管理者の積極的な態度として地元のあらかじめ多数の合意を得たいということをおっしゃっているわけでありますから、どのような姿をもって多数の合意、望ましい合意と管理者が考えているかということについては、タイムリミットが秋だと、あるいは多少ずれ込んで先だということをおっしゃってる以上、幾ら対話だと言っていて一つの期限が来るということでありますから、私は疑心暗鬼を生まないようにきちんと態度を表明しておいた方がよいと今思うんです。というのは、課長の答弁の中では、公共事業でこの環境影響調査については縦覧を行うというお話もあった。しかし、もう調査に入ってしまったら法的な歯どめは全くないというのが日本の公共事業です。ですから管理者がご答弁になってる現時点が極めて重大だということをおっしゃるので、それであえてもう一度お尋ねをしておきたいと思えます。

それから、いろいろ埴輪が出たとかオオタカを見たとかというのは教育委員会で勉強しなさいというご答弁でありました。いや、それなら8日の日に記者会見があって、9日の日の朝、気悪うするんじゃないかというようなことでお知らせいただいたんですか。えらいご親切な話ですなあ。わざわざ、あんた休みの日にご出勤になって、夜の8時半でっせ。わしゃ、本当びっくりした、何ちゅう電話を下さったんだらうと。これはもう是が非でも上郷に聞き合わせなしようないと思って、もうその日のうちに何事ですいなといったら、いや、4日の日に発表しよう思うとったら飛行機が落ちて新聞記者が来んから8日にしたんですわいう話で、ああ、さよかいって、そりゃまあ8日の方がわしも行くのが助かったわいって、今からやりくり算段して行くのは困っちゃうからそりゃそれでよかったんだけどね。教育委員会で勉強しますよ、管理者が勉強してこいっっちゃうんだからしてくるけど、しかし、あれだけやったんで、しかも新聞報道でやりとりやってるわけだから、その資料をここに出しなさいよということをおっしゃるわけ、出せない理由があるなら出せない理由があるということをおっしゃったらいいわけで、私が勉強するかどうかはそんなに構っていただくでもしたいときはしますから、お願いをしたいと。

それから、また古墳調査なり、あるいは埴輪の調査なりは事業者がしかるべき時期にやると、地元の合意があったら。そしたらいわゆる建設業者が決まるわけだから、皮をむくためにその事前事業として、手前の事業としてやると、これは普通の公共事業のあり方ですね。何もあんた、それはここでご答弁いただかなくてそんなことは決まったことだ。しかし、我々、私自身が聞いているのは、環境をよくしよう、地元のこういう歴史の条件もよくするためにいい施設つくろうじゃないか、モデル地区にしようじゃないかと。コウノトリの共生ということもおっしゃってる。地元の方の中には、あそこは最後の営業地だったということをおっしゃってる方もある。私は知りません、それ、そうだったんですかといっただけ見てきたぐらいのことです。しかし、私は、それならば積極的にやっぱり調査をしたいということをおっしゃってちゃんとやらないといかん面があるんじゃないかと、あるいは教育委員会とよく協議をなさるといことが必要じゃないか。いずれにしたってここをやらせてほしいということをおっしゃったなら、環境影響調査の一環としても本来だったら一番やらなくちゃならんことじゃないかなと思う。

しかし、そのことはそのこととして、肝心かなめのこととしては、今度のこの計画が開示がある

たびに事業費の額が変わったり、やり方が変わったり、融通無碍に変わってるのに、何かそのたびにあんまりはっきりしない資料でご説明になる。聞くと、3施設を使うようなことはあきらめてくれというお話だけど、そんなことはないでしょということを聞いたんですよ。というのは、その仕組みとして絶対だめだということはどこにも決まってないじゃないか。法的に北但行政事務組合ができたときに共同でやりましょうということは決めました。共同の一形態として、新温泉町のリサイクルセンターも自前でつくって自前で運営なされると、それも共同の輪の中で考えましょうと。あるいはまた今度、最終処分場を延命させて使おうじゃないかと。これは香美町にあるもの、豊岡市にあるものをやろうということだった。あるいはまた県のクリエイトセンターのものに使おうということだった。これ全部共同の作業じゃありませんか。別にここでやるわけじゃない。管理者は、揚げ足とるわけじゃないけども、この中で起きたごみをこの中で処理できようじゃ世界に発信する輝く都市とは言えないと、こうおっしゃったけど、あっちを向いて言ったり、こちらを向いたりするのに、そういうことばかりではない、助け合っていこうということだから、それも一つの考え方だと思う。けども、それが安くつくのか、いいのかいうことは自主的にみんなで判断したらいいんじゃないかと。

こんなにお金がかかるのかなあと。こっちで仮に1カ所で作るとしても5万3,000立方メートルほどのやつでしょ。すると、豊岡の岩井のあの余裕量がほぼもうそれに近いですね、4万9,000ぐらいまでいくわけでしょ。そうすると、もう香美町の方のお力添えがあれば、確かにこれはそのぐらいでいくなあとということだから、これは何も私は不合理な考え方だとは思いません。だから何も3施設だったら、2施設だったらあなたはもう気が狂ったん違うかというようなご答弁はやめてもらいたいなと。もっと余裕を持って討論していいじゃないかということをお私に思うんです。何も国の交付金、これが出るんだったら別に違法なことをお願いしているわけでも何でもないじゃないか。この循環型何とか計画っていうのは要綱であって法律でもないということでもありますからそういうことじゃないかと思うので、再度お尋ねをしておきたいと思います。以上。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、合意についてのルールを事前に言うべきではないかというようなご提案をいただきましたけれども、かねてからお話ししておりますように、何をもちて地元合意というふうに見るのかということ自体を、これは上郷区の方々と議論して決めていかなければいけない、そのように考えているところでございます。また、通常の課題について上郷区としての意思を決定する際のルールは事前に一般的にお持ちでございますけれども、それを適用するのかわからないのか、このこと自体がまた上郷区の自治にかかわることでございますので、このことは話し合いをした上で決めていくものと。私の方が勝手に、これがあれば合意と認めるといって、ありましたねってことで建設にかかったのでは、先ほど申し上げましたけれども、よい村人にはなれない、このように考えているところでございます。

それから、埋文に関する資料は別に出せない理由があるわけではございません。教育委員会がきちんと調査をして近々発表するわけですから、それを見ていただくのが最も正確である。今、私た

ちが聞きかじりであるとか伝聞であるとか、はたまた新聞記事をわざわざお示ししなくても、少しお待ちいただければ最も正確なものがお手元に入るわけですから、それを見ていただくのがいいのではないかと考えているところです。

それから、事業費ややり方とかが絶えず変わってることがございましたが、むしろその点についてはお褒めをいただきたいというふうに思います。当初決めたものに固執することなく、事態はどんどん変わるわけでありますからその中で最善の方法を求めていくというのは、これはむしろ当然のことです。溶融固化をしなくてもいいというふうに制度が変わったとなれば、どちらが得なのかということを考えて適切な判断をしていく。当初236トンということで容量をスタートしましたけれども、これは議会からもご指摘があったとおりでありますけれども、ごみ、その後減ってきてるではないか、こういう事態を踏まえてやり直してはどうかということで、やり直した。むしろ私としては、計画をつくるに当たってはその時点で最大いいものをつくるように努力をし、その後の状況に応じて的確に変えていくというのは、むしろ大切なことであるというふうに考えています。

また、3施設を共同することについて、あるいはそうしないことについてもっと余裕を持って討論したらいいというご指摘もいただきました。ただ、この施設を共同してやろうというふうに当時の1市10町が市町議会すべても合意した上で決めたのにはちゃんと理由があります。つまり今ある3つの施設が、これが大体通常15年から20年が耐用年数だと言われてますので、必ず寿命が来る。その後に3つばらばらでやるのか、別の組み合わせでやるのか、はたまた一つで一緒にやるのかという議論がなされて、一つにしようということすべての市町議会が議決をして決めたことでありますので、私としてはそのことを、私、一般市民の方々が疑問を呈されるのは当然であると思えますし、私たちのPRが十分でないことはわかりますけれども、少なくともこの議会でそのことを繰り返し繰り返し蒸し返して議論するというのは、むしろ議論の効率という面ではいかがなものか。議会の運営でも、ここまでは決まったこと、その上に次はどうするかというふうに議論を整理していくというのが、これは議論の進め方としては当然のことだろうというふうに思います。そのことを申し上げているというふうに、ぜひご理解を賜りたいと思います。

ただ、リサイクルセンターそのものは、今申し上げましたように、当初、私たちが一緒にやろうでといった事柄の中に直接入ってるわけではございませんので、その辺についてはバリエーションがあるものと、このようにご理解を賜りたいというふうに思います。交付金が出るとか出ないかということで一緒にするとかしないという判断をしたわけではありません。ばらばらでつくった方が安くなるのか、安くないのか、やるとしたら交付金もらった方が得に決まってるわけですから、その上で交付金はもらう努力をする、こういうことをご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、埋文のことについては、むしろ管理者としてなり、市長として積極的に調査をしたいと言うべきではないかというような促しもいただきましたけれども、むしろ上郷区のくらしを守る会の方々は、そもそも調査などしてくれるなといったご要望もいただいているところでもございませし、私もタイミングとして今すべき事柄だとは思っておりません。詳細な調査は事業の推進をお

認めいただいた後にきちっとした調査をして、適正な配慮をするということで足りるのではないのか、むしろそのことが一番いいのではないのか、そのように考えているところです。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 簡単なことだけど、文化財の話は、私は市の態度あるいは管理者としてやるべきじゃないかと言ってるのは、施設の建設を前提としてやろうという提案だったら、そりゃそうおっしゃると思います。しかし、今度あの現地の発表を見た後、図書館その他で若干の勉強をしたら、豊岡市の山の稜線には小さな古墳群がたくさんあるということは、奈良県より多いって言われてるぐらいですからそれはそれでびっくりすることではないけども、しかし、埴輪や銅鐸が出るっていうのは余りめったにないという点では、特に散布地であったということもありまして、積極的な態度をとるべきだと。これは地元の同意があるかどうかにかかわらず誠心誠意の話として、文化財保護あるいは自然との共生という立場から、これは北但行政事務組合としても考えなくちゃならんかもしれんし、豊岡市長として考えるべきだろうから、これは豊岡市議会でやるべきかもわからんけれども、私はそういう意味で申し上げました。というのは、これこれのごみの計画がなけりゃ、このこと自体が我々も関心を持つところではなかったわけだから、だからそういう点では素直に受け取っておく必要があるんじゃないかと私は思う。

それから、再度お尋ねをしておきたいのは、私が合意のことを非常に、手続問題を一生懸命聞いてるのは、法的には環境影響調査は法定された調査だけれども、合意については法定でないと。したがって、いかようにも合意ということを解釈することができるという不安定さを持っています。これは地元の方々も制度としてないわけだから、例えば首長会で決めたら合意だというふうにとることもできる、いや、区長さんが判こ押しただけでいいという人もある、いや、対策委員会の議決がないとだめだという人もある、いや、住民投票だいう人もある。住民投票でも1戸1票なのか有権者全部なのか、いや、もう住民、ちゃんと字が書ける青少年も含めて、未来のことなんだから全部投票した方がといういいご意見もある。これは自由です、どれが正しいとも正しくないとも言えない。しかし、日本にはもともと住民の合意を法的に安定して表明する制度はないんですね。それで議会がこれを代表することになってる。ところが、合併した議会でもあり、もう本当に難しい。だから、もうこれ以上言うと議員のお互いのことになりまますから言いにくいけど、地域性でいうんだったら、かの地のご出身の議員はもう結論決まっとりますがな。賛成も反対もくそも、代表することができない、今までの議決の状況から見ると。だから私は地元住民の方々がどのように合意の意思を表明することを受け取るかということについては本当に慎重でないと、管理者は何遍も環境影響調査は、これは建設の前提ではないということをおっしゃったけども、法的にはこれは前提なんですよ。

管理者にちょっと言い返すようで悪いけど、今までも豊岡は、例えば旧豊岡市の時代も地元合意は尊重されてきたということをおっしゃった。本当にそうだろうか。新円山大橋をつくる時の都市計画決定でも駅前再開発の都市計画でも地権者の3分の2の合意があったら、あとは全然意思問われませんでしたよ、行ってしまいましたよ。ああやって今、それ建ってますよ。新円山大橋の両

岸に道路がないのにつくっちゃいましたよ。あなた、県会議員しとられて、よう知っとる。わし、陳情したこともある。だからこの法手続は今もう全部じゃないですか、北近畿豊岡自動車だってルートなんか全然諮られない。都市計画決定する前に環境影響調査だって縦覧があって私も意見書出しましたけど、ナシのつづてだ。何ら、回答になったかならんかわからんようなホームページに意見が出ただけだ。そういう点では、法定された手続としてのこの環境影響調査をクリアするっていうことは、これは絶対条件だ。だけれども、住民の合意をどのように受け取るかという手続は極めて不安定、これ住民にとっても不安定だし当局にとっても不安定です。このことは本当に心していかねばならないということを申し上げておきたいと思うんで、その点であなたがおっしゃったように、上郷とこのことについてもよく協議するというをおっしゃってるのは、これはこれとして高く評価できるけど、しかし、不安定だなあということは免れない。ああも言えるし、こうも言えるという状況だということを思います。

それから、もう一遍、くどいようだけど、兵庫県クリエイティブセンターというのが突然今回出てきて、最終処分場をこっちに持っていくんだと、ひょっとすると、何だもう一つの姫路の方であとの残灰も全部引き受けるかもわからん。そうすると、もうこっちは100%要らんようになるという計画になるかもしれない。どうなんだろうな、それがいいのか悪いのかよくわからん点があるけれども、しかし、20年契約で150億も160億もそういうものに金使うということに計算上なっております。これはよく検討せないかんのと違うかなと、いや、これを含めてでっせ、中間施設も含めてね。そうすると、その中の一最終処分場や必要とされる委託にしる何にしるただけかというのは、道路建設費や撤去費や周辺整備費は全部合わせてみないとわからないのに、だから104億引くだけではわからないということを結局、最後までご答弁でもきょうお示しになっていないわけですから、私はきょうはほとんどわからなかったと。このここに書いてあることはわかるけど、トータルした事業費はほとんどわからなかったというふうに思うんですが、それはあなたがわからなくて、ちゃんと示していますというんならご説明願いたい。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず合意については、安治川議員もお認め、私の姿勢については高く評価をいただいたところですから感謝を申し上げたいと思います。法的な制度がないということは、極めて法的に不安定であることはおっしゃるとおりです。だからこそ何をもって合意を確認するか自体を上郷の人たちと話し合いをしますということを申し上げているわけでありますので、このことについては私もこうやって公の場で申し上げているわけでありますから、自分自身を裏切ることがないように、これはきっちりやりたいというふうに思います。

それから、この環境影響調査が施設整備をするに当たっての法的な手続として前提であることは言うまでもございません。ただ、私が申し上げておりますのは、このことと地元をお願いしている建設合意とは違うということを申し上げてまいりました。そして、この環境影響調査の内容につきましては、上郷の皆さん自身がさまざまな懸念を表明されたことについての答えにもなる。したがって、ぜひその答えを見た上でのご判断をいただきたい、こういったことを申し上げているところ

でございます。

それから、環境クリエイトセンターには100%最終処分を委託するというは全く考えておりませんし、クリエイトセンターの方もそのような体制にはございません。焼却灰とばいじんの溶融固化部分についてこれを委託するというのでありますので、その後に残る清掃の土砂あるいは茶わんやガラス類のかけら、こういったものはあくまでも域内の処理を求められておりますので、それはどこかに最終処分をしなければいけない。しかし、もし岩井等が引き続き使うことをお認めいただければ、20年間は新たな最終処分場は計算上はつくらなくてもいい、こういうことでございます。

ちなみに、撤去費について示されていないというお話がございましたが、この北但行政事務組合は新しい施設をつくることについての仕事を任されております。撤去につきましては、それぞれの設置者の責任においてなすということが当然でございますので、仮に新しい施設ができて豊岡市の現在の岩井の焼却場が要らなくなったり、あるいは新温泉町あるいは香美町の現在の焼却場が要らなくなった場合のその後の対応は、それぞれの市町においてなされるべきもの、このように考えているところです。また、もちろんそれが幾らなのかということも計算するというは大切なことであるとは思いますが、しかし、これは避けて通ることができないわけでありまして、いざ古い施設については、これは新しい施設が幾らお金がかかろうとかかるまいと、これは必ずやらなければいけない、そのようなものだというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

また、文化財については、市としてこれを開発と関係なしにやるべきではないかという、ある意味で当然なご意見もいただきました。教育委員会がこの埋蔵文化財の調査を所管するわけですが、教育委員会自身が自主的に調査をするもの、それから開発にかかわって開発者の依頼を受けて調査をするもの、大きく2つございます。その開発者に伴うということではなくて、安治川議員も自主的な調査として上郷のとこへ入れてはどうかという、こういったご提言だろうというふうに思います。そのことは教育委員会には伝えたいと思います。ただ、これまで口頭でのやりとりをした中でいきますと、教育委員会自身は既に豊岡市の中の発掘をすべき埋蔵文化財等については順番を決めておりまして予算も決まっておりますから、その順番によっていきたいと。ただ、今回の場合は踏査、どこにあるかぐらいの確認のことですから教育委員会が自主的に行いましたけれども、より正確な調査というのは、これは予算もしっかりとつけてやる必要がございますので、教育委員会の優先度合い、どこをまずこの豊岡市の中で調査をすべきなのか、その判断に任せるべきものと、こんなふう考えているところです。

議長（谷口勝己） ほかにございませんか。

（質疑なし）

議長（谷口勝己） ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

議員協議会を暫時休憩いたします。再開は、あの時計で4時5分。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時05分

議長（谷口勝己） 議員協議会を再開いたします。

第6、議会視察研修についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。6、議会視察研修についてをご説明させていただきます。

日程ですが、7月中とご案内いたしましたが、日程については、平成18年7月13日木曜日、14日金曜日の1泊2日を予定いたしております。

視察先です。1番目が、ささゆりクリーンパークというところで、住所は、岐阜県可児市にあります施設です。2つ目は、安城市環境クリーンセンターというところで、住所は、愛知県安城市の施設でございます。

この施設の概要ですが、まず視察先1番、ささゆりクリーンパークでございますが、こちらは施設建設の同意を得るのに平成2年の適地選定から5年もの長い時間を要しながらも同意を取りつけている施設でございます。さらに地元周辺整備にも大変力を入れられておりますところでございます。続いて、視察先の2番の安城市環境クリーンセンターですが、こちらの施設は北但行政事務組合でも取り組む污泥混焼を行っている施設でございます。施設概要としましては、ストーカー式で120トン炉を2炉備えております。污泥の方につきましては、平成16年度の実績として4万1,580キロリットルを処理いたしておる施設でございます。

以上、2点の施設を本年度の議会視察としてご提案いたしますので、よろしくご協議の方、お願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑ないようでございますので、説明どおり議会視察研修を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、議会視察研修を実施することに決まりました。

以上で第40回議員協議会を閉会いたします。どうもご苦労さんでございました。

閉会 午後4時08分